

京都市自然風景保全条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 133 号

京都市自然風景保全条例施行規則の一部を改正する規則

京都市自然風景保全条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第9条第1項第7号」を「第9条第1項第11号」に改め、「の各号」を削り、同条第2号エ中「第4号」を「第8号」に、「第6号」を「第10号」に改める。

第4条第1項第1号ウを次のように改める。

ウ 工事施工者

第7条第4号中「第7条第22項」を「第8条第25項」に改める。

第10条の見出し中「申請書の記載事項」を「申請」に改め、同条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号中「以下」を「次条において」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、条例第14条第1項本文の規定による変更の許可の申請があったときは、許可又は不許可を決定し、変更許可通知書又は変更不許可通知書を申請者に交付するものとする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部風致保全課)